

『相続税のあらまし及び簡易判定シートを掲載—国税庁』

国税庁はこのほど、平成27年分用の「相続税のあらまし」を公表した。遺産に係る基礎控除額の引下げ、最高税率の引上げなどいくつかの改正が行われるため、一度は確認されたい。パンフレットでは、相続税の概要から始まり、相続税の申告が必要な人に関して、相続税の申告の要否の判定に用いる「遺産に係る基礎控除額」と相続人の範囲・順位を説明。次に相続税が課される財産、相続財産の価額から控除できる債務と葬式費用が解説されている。主な相続財産の評価方法については、路線価方式と倍率方式とでそれぞれ、宅地の評価方法を図示。そして相続税の計算（具体例）として、妻と子2人が相続する事例を挙げ、各人の納付すべき相続税額の計算について順を追って解説している。

また、併せて「相続税の申告要否の簡易判定シート」も発行された。法定相続人の数（基礎控除額）の確認、では、配偶者・子供・父母・兄弟姉妹の有無・人数を順に確認することで基礎控除額（A）を計算し、相続財産及び債務等の確認、では、財産等や債務の額を記入し課税価格の合計額（B）を算出できるようになっている。そして申告要否の簡易判定で、 $(B-A)$ がプラスになる場合に申告が必要になると明示されている。



『年金事務所の対応 事業所への立入検査まで拡大』

年金事務所による社会保険未加入企業への加入促進についてはすでに触れたところだが、これまでは文書を送付し、指定期日に指定書類を持参の上調査を受けるように求めることが多かった。加入済み企業においても、算定基礎届提出の際に加入漏れの者がいないかどうかを確認するために調査を行うなど、様々な方法で加入促進を進めているところだ。

最近では年金事務所による事業所への立入検査の通告まで頻繁に行われるようになった。これは来所調査に非協力的または社会保険加入を求められているにもかかわらず、加入しない企業を主な対象としているようだ。飲食業などでは、そのような調査を受ければ従業員の有無や勤務実態が確実に把握されることとなり、もはや社会保険未加入のまま逃げ切ることが不可能と考えた方がいいだろう。いずれにせよ、立入検査を受けて「バレる」くらいならば、年金事務所に対して事業の実態を明らかにし、いつ付で加入するかを真剣に考えた方がいいだろう。従来とは明らかに年金事務所の対応は異なっている。法的にルール付けられている以上、守らなければ想定以上の措置まで取られることもあり得る。マーケットから退場させられることのないよう注意したい。

出典元：日本中小企業経営支援専門家協会 (JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます。